

第2部 公務災害及び通勤災害の認定基準

第 1 公務災害の認定基準

公務災害とは、公務に起因して又は公務と相当因果関係をもって発生したと認められる災害をいいます。

公務災害として認定されるためには、原則として「公務遂行性」と「公務起因性」の2つの要件が必要とされています。

公務遂行性……

公務に従事し、任命権者の支配管理下にあるときの災害かどうか。

公務起因性……

公務と災害との間に相当因果関係があるかどうか。

以上のような見地から公務上外の認定を行うことになりますが、具体的な事案についての判断基準は次のとおりです。

1 公務上の負傷の認定

負傷は、その発生が外面的で可視的であるため、公務との相当因果関係を求める際に、特に医学的判断が必要とされないのが通例であり、その公務上外の認定は、原則として、被災職員が職務遂行中その任命権者の支配管理下にある状態で災害を受けたか否かを判断して行われます。ただし、故意又は本人の素因によるもの、天災地変によるもの（天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地へ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。）及び偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）であると明らかに認められるものは、公務上の災害とは認められません。

区 分	説 明
(1) 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の負傷	① 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合 ② 地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合 ③ 地方公務員法第42条の規定による健康診断を受けている場合

区 分	説 明
(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷	① 業務待機中の行為（著しく社会通念を逸脱した行為の場合を除く） ② 生理的必要行為 勤務時間中、又は休憩時間中に用便、水等を飲むために往復する行為等をいいます。 ③ 公務達成のための善意行為 自己の職務以外の公務を達成するための善意によって行う行為をいい、公務の緊急性、必要性等からみて、善良な職員であれば誰でもそうするであろうと客観的に判断されるものをいいます。ただし、公務上の必要のない、いわゆる道義的立場からの善意行為の場合は原則として該当しません。
(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷	更衣、機械器具の点検整備、作業環境の整備などの行為を行っている場合
(4) 救助行為中の負傷	勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合
(5) 防護行為中の負傷	非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為を行っている場合
(6) 出張又は赴任の期間中の負傷	次の場合を除き、出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、公務上の災害となります。 ① 合理的経路又は方法によらない順路にある場合 ② ①に該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき ③ 出張先の宿泊施設が法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、その宿泊施設内にあるとき又はその宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき（通勤災害の対象となる）
(7) 出勤又は退勤途上の負傷	次の場合の災害は、任命権者の支配拘束力の及ぶ状況下にあるものとして公務上の災害として取り扱われます。 ① 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上 ② 突発事故その他の緊急用務のため、ただちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上 ③ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上 ④ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接勤務に就くため出勤し、又は勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上 ⑥ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上 ⑦ 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

区 分	説 明
	⑧ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然勤務することとなっている場合を除く）の出勤又は退勤の途上 ⑨ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあっては、その日前1週間以内に変更された場合に限る）の出勤又は退勤の途上 ⑩ ①～⑨までに掲げる場合に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上
(8) レクリエーション参加中の負傷	① 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーションに参加している場合 ② 任命権者が、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合若しくは職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合 ③ その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合
(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷	勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められ、次に掲げる場合 ① 所属部局が専用の交通機関を出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき ② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合 ③ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合
(10) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷	公務運営上の必要により、入居が義務づけられている宿舍で、その宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した場合
(11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷	職務遂行に伴う怨恨により第三者から加害を受けて発生した場合
(12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷	公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した場合
(13) その他公務と相当因果関係をもって発生した負傷	上記(1)から(12)に掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した場合

2 公務上の疾病

疾病については、負傷の場合と異なり、医学的判断としての「公務起因性」が公務上外の判断の大きな要素となります。

医学経験則上、公務と相当因果関係が明らかであるとされた職業性疾病以外の疾病については、すべて個々の場合について「公務に起因することが明らかな疾病」であるかどうかを判断して決定されることになります。

区 分	説 明
(1) 公務上の負傷に起因する疾病	公務上の負傷に起因する疾病は公務上の災害となり、これに該当する疾病は次のとおりです。 ① 負傷当時、何ら素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合 ② 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合 ③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病時期を著しく早めた場合 ④ 負傷した当時、既に発病していた者が、負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

区 分	説 明
(2) 職業性疾病	業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合、職業性疾病として特に反証のない限り公務上の災害となります。 ① 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病 物理的因子とは、紫外線、赤外線、レーザー光線、暑熱、寒冷、騒音及び超音波等をいいます。 ② 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病 身体に過度の負担のかかる作業とは、重量物を長期間取り扱う作業、振動工具を取り扱う作業、電子計算機への入力を反復して行う業務等上肢に過度の負担のかかる作業等をいいます。 ③ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ④ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた疾病 ⑤ 細菌、ウィルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ⑥ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病 ⑦ 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止、(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離性大動脈りゅうを含む。)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病 ⑧ 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病
(3) その他公務に起因することが明らかな疾病	上記(1)(2)に掲げるもののほか、公務に起因することが明らかな疾病は公務上の災害とし、これに該当する疾病は次のとおりです。 ① 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病 ② 健康管理上の必要により任命権者が執った措置(予防注射及び予防接種を含む)により発生した疾病 ③ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病 ④ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの ○ 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき ○ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合 ○ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合 ⑤ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病 ⑥ 所属部局の提供する飲食物による食中毒 ⑦ 上記①～⑥に掲げるもののほか公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

- なお、腰痛、レクリエーション、脳・心臓疾患、精神疾患については、特に次の各基準により取り扱うこととされています。

▶腰痛の公務上外の認定について

〔昭和52年2月14日地基補第67号〕
各支部長あて 理事長

第1次改正	昭和52年6月14日地基企第 36号
第2次改正	昭和53年11月1日地基補第587号
第3次改正	平成 4 年 9 月 1 日地基補第168号
第4次改正	平成15年9月24日地基補第154号
第5次改正	平成16年4月19日地基補第104号
第6次改正	平成17年 6 月 1 日地基補第164号

標記の件については、今後、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号。以下「認定基準」という。）によるほか、下記により取り扱われたい。

なお、下記によるも認定が困難なものについては、「支部長から理事長に協議すべき事項の指定について」（昭和42年12月1日地基第5号）のその取扱いが困難であると支部長の認めた公務災害の認定、通勤災害の認定、障害等級の決定、傷病等級の決定、特殊公務に従事する職員の特例、休業補償等の制限等の事項により協議されたい。

また、これに伴い、「腰痛の公務上外等の取扱いについて」（昭和43年5月1日地基補第142号）は、廃止するので了知されたい。（第1次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部、第6次改正・一部）

記

1 災害性の原因による腰痛

公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。以下同じ。）に起因して発症した腰痛で、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするものは、認定基準の記の2の(1)に該当する疾病として取り扱う。（第5次改正・一部）

(1) 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごとと

して生じたと明らかに認められるものであること。

- (2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足るものであること。

2 災害性の原因によらない腰痛

- (1) 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3ヵ月から数年以内をいう。）従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第1第3号の2に該当する疾病として取り扱う。（第2次改正・一部、第4次改正・一部）

ア 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務

イ 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務

ウ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務

エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

- (2) 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、施行規則別表第1第3号の2に該当する疾病として取り扱う。（第2次改正・一部、第4次改正・一部）

非災害性腰痛等の認定請求に当たっては、次のような事項を調査していただくことになります。

(例)

1 職歴及び当該職務の従事期間（履歴カードの写）

2 職務の状況

- (1) 職務の内容
- (2) 職員の数・配置状況
- (3) 業務量（特に、過重性、業務量の大きな波がみられるかどうか）
- (4) その他特別な事情

3 作業の態様

- (1) 作業時間（1日、1週間のスケジュール）
- (2) 作業姿勢、動作
- (3) 作業管理基準
- (4) その他特別な事情

4 作業環境

- (1) 施設の構造
- (2) 騒音及び照明
- (3) 室温及び職場環境
- (4) その他特別な事情

5 勤務の状況

- (1) 休憩、休息時間のとり方
- (2) 休憩、休息施設の有無、状態

(3) 請求者の出勤簿、時間外勤務命令簿の写

(4) 同僚職員の出勤簿、時間外勤務命令簿の写

(5) その他特別な事情

6 当該疾病の状況

- (1) 自覚症状が出始めてから発症に至るまでの症状の経過
- (2) 発症時の状況
- (3) 発症後の症状、療養の経過

7 身体の状態

- (1) 健康診断の結果
- (2) 体格（身長、体重）、体質
- (3) 当該勤務所において同様の症状を訴えている同種職員の有無、及びそれらの職員の療養の状況

8 生活の状況

- (1) 生活環境
- (2) 家庭状況（構成、職業等）
- (3) 結婚、出産、転居等の事情
- (4) 通勤事情
- (5) 趣味、けいこごと、スポーツ歴等

9 その他、X線フィルム等

▶ レクリエーションに参加中の職員が受けた災害の公務上外の認定について

〔昭和48年11月26日地基補第542号〕
各支部事務長あて 補償課長

第1次改正 平成4年9月1日地基補第169号

第2次改正 平成15年9月24日地基補第155号

第3次改正 平成16年4月19日地基補第105号

標記の件については、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）の記の1の(1)のクに示されているところであるが、その取扱いについては、下記事項に留意し、遺漏のないようにされたい。（第2次改正・一部）

記

1 「任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118

号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。) にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。以下同じ。) が計画し、実施したレクリエーション」とは、1又は2以上の任命権者(レクリエーションを行う権限の委任を受けている部局の長又はあらかじめ地方公務員法第42条の規定に基づくレクリエーションである旨の承認を受けて、当該レクリエーションを行った部局の長を含む。以下同じ。) が単独で又は共同して自ら行ったレクリエーションをいうものであること。(第3次改正・一部)

2 「共済組合」には、共済組合のほか、地方公務員等共済組合法附則第29条の規定による健康保険組合が含まれるものであること。

3 「地方公共団体の長等」には、教育委員会、公安委員会等が含まれるものであること。

4 「共同して行ったレクリエーション」とは、任命権者が当該レクリエーションの形式的な主催者としてのみならず、実質的な主催者として、当該計画を立案し、共催者と共同して実施したレクリエーションをいうものであること。(第3次改正・一部)

5 「参加している場合」とは、所定の時間帯において当該レクリエーションに出場し、又は応援している場合をいい、準備運動を行っている場合及びこれに準ずる場合を含むものであること。

6 「2以上の任命権者が共同して行った運動競技会」には、2以上の任命権者が、共済組合(健康保険組合を含む。)又は職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行った運動競技会が含まれるものであること。(第1次改正・一部、第3次改正・一部)

7 任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合に発生した災害の公務(地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。)上外の認定に当たっては、次に掲げる資料等により調査し、その実態を正確に把握すること。(第3次改正・一部)

(1) 年間レクリエーション行事計画

(2) 当該レクリエーション計画の実施責任者、実施の日時、内容、災害発生の状況

- (3) 部課別総職員数及び当該レクリエーション参加職員数（応援者を含む。）
- (4) 勤務時間中の催しである場合には、参加職員の勤務上の取扱い
- (5) 対抗試合としての形をとっている場合には、選手である職員の選出方法、開催責任者への選手名の通告の有無

レクリエーション事案の認定請求に当たっては、次のような書類を添付していただくことになります。	7 勤務時間中の場合は、勤務上の取り扱いに関する証明
1 実施起案（写）	8 運営委員・役員の任命、指名に関する文書
2 年間実施計画	9 当日のレクリエーション実施のために従事した職員の名簿（勤務時間中の場合は、さらに勤務上の取り扱いに関する証明）
3 当該レクリエーションの実施計画	10 試合の組合せ表
4 実施要綱	11 共同主催の場合は、役割分担表
5 通知文	
6 参加者名簿	

▶ 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について

〔平成13年12月12日地基補第239号〕
各支部長あて 理事長

第1次改正 平成15年9月24日地基補第154号
第2次改正 平成16年4月19日地基補第104号
第3次改正 平成22年7月1日地基補第168号

標記の件については、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号。以下「認定基準」という。）によるほか、下記により取り扱われる。

なお、「心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の公務上災害の認定について」（平成7年3月31日地基補第47号）は、廃止するので了知されたい。

記

第1 心・血管疾患及び脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合の要件

- 1 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。以下同じ。）等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増

悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）を受けていたことが明らかに認められることが必要である。

- (1) 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
 - (2) 発症前に、通常の日常の職務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、正規の勤務時間「1日当たり平均概ね8時間勤務」内を行う日常の職務をいう。以下同じ。）に比較して特に過重な職務に従事したこと。
- 2 「過重負荷」を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることが必要である。通常は、「過重負荷」を受けてから24時間以内に症状が顕在化するが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾病の発症機序等に応じ、鑑別を行う必要がある。

第2 認定の対象とする疾患

本通知が認定の対象とする心・血管疾患及び脳血管疾患（これらの疾患のうち負傷に起因するものを除く。以下「対象疾患」という。）は、次に掲げるものをいう。

1 心・血管疾患

- (1) 狭心症
- (2) 心筋^{こうそく}梗塞
- (3) 心停止（心臓性突然死を含む。）（第3次改正）
- (4) 重症の不整脈（心室細動等）（第3次改正）
- (5) 肺^{そく}塞栓症
- (6) 大動脈^{りゅう}瘤破裂（解離性大動脈^{かいり}瘤^{りゅう}を含む。）（第3次改正・一部）

2 脳血管疾患

- (1) くも膜下出血
- (2) 脳出血
- (3) 脳^{こうそく}梗塞（脳血栓症、脳^{そく}塞栓症、ラクナ^{こうそく}梗塞）（第3次改正・一部）
- (4) 高血圧性脳症

第3 対象疾患の公務起因性の判断に関する取扱い

- 1 対象疾患の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）起因性を判断するに当たっては、第1に掲げる認定の要件及び対象疾患について、迅速、かつ、適正に調査し、医学経験則に照らし、総合的に評価して判断する。（第3次改正・一部）

この場合において「過重負荷」を評価するための期間は、個別事案ごとに異なるものであるが、第1の1の(2)の場合にあつては、比較的長期間（発症前概ね半年間程度とするが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀なくされていた場合は概ね1年間程度）を要するものがあることに留意する必要がある。

（第2次改正・一部）

- 2 対象疾患の公務起因性の判断については、理事長に協議することとする。

この場合において、理事長は、公務起因性の判断が複雑、かつ、困難と思料する事案については、複数の医学専門家から対象疾患の発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴するものとする。（第3次改正・一部）

第4 認定要件の具体的事項等の運用

- 1 第1の1の(1)の「異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」とは、次に掲げる場合である。

- (1) 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合（第3次改正・一部）
- (2) 対象疾患の発症前に日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合（第3次改正・一部）
- (3) 対象疾患の発症前に暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合（第3次改正・一部）
- (4) その他、対象疾患の発症前に緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合（第3次改正・一部）

2 第1の1の(2)の「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」とは、医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的緊張の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合等である。(第3次改正・一部)

- (1) 発症前1週間程度から数週間(「2～3週間」をいう。)程度にわたる、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
- (2) 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続)を行っていた場合
- (3) 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務(発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続)を行っていた場合

3 第4の2の(1)から(3)に掲げる時間外勤務の評価の他、次に掲げる職務従事状況等を評価要因とし、医学経験則に照らして、強度の精神的、肉体的過重性が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価する。

- (1) 交替制勤務職員の深夜勤務(22時から翌朝5時までの勤務)中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況
- (2) 著しい騒音、寒暖差、頻回出張等不快、不健康な勤務環境下における職務従事状況
- (3) 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況
- (4) 精神的緊張を伴う職務への従事状況(特に精神的緊張の程度が著しいと認められるものについて、その実態を検討し、医学経験則に照らして評価すること。)

4 第4の2及び3の場合において、特に過重な職務等への従事状況の評価については、被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員(以下「同種職員等」という。)にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かについて客観的に行う必要がある。

この場合同種職員等には、健康な状態にある者のみならず、対象疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の

遂行に特に支障がない程度の職員も含まれていることに留意すること。（第3次改正・一部）

第5 対象疾患の発症機序等について

対象疾患は、医学経験則に照らせば、被災職員に係る加齢等の属性と発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の個体的要因に生活的要因、職務上の要因が相加・相乗に作用して発症するものである。

したがって、被災職員が有する発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の素因・基礎疾患の病態が高度であると認められる場合には、公務が相対的に有力な原因となって発症したか否かについては、医学経験則に照らし、慎重に判断することが必要である。（第3次改正・一部）

第6 留意事項

- 1 対象疾患以外の詳細不明等の心・血管疾患及び脳血管疾患並びに「過重負荷」を受けたことにより発症したとして被災職員等から請求のあった循環器系の疾患の認定については、過重な職務に従事したことにより、医学経験則上、当該疾患発症の相対的有力原因と認められる強度の精神的又は肉体的負担を受けていた場合には、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病」と認められることに留意することが必要である。（第3次改正・一部）
- 2 心・血管疾患及び脳血管疾患の診断病名については、一般的には、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正」（ICD-10という。）の「循環器系の疾患（I00-I99）」に準拠する我が国で使用する疾病、傷害及び死因の統計分類による診断病名が用いられる場合が多いが、我が国の従来診断病名（例えば心不全死、脳卒中等）によるものがあることに留意することが必要である。
- 3 本通知の適正な運用のためには詳細な調査が必要であるが、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意することが必要である。

第7 対象疾患の公務起因性判断のための調査事項

- （1）一般的事項
- （2）災害発生の状況
- （3）災害発生前の職務従事状況及び生活状況等

- (4) 被災職員の身体状況に関する事項
- (5) 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- (6) 発症後の医師の所見等
- (7) 支部専門医の所見
- (8) その他の事項
- (9) 添付を要する資料の一覧（例示）

**▶「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」
の実施及び公務起因性判断のための調査事項について**

〔平成13年12月12日地基補第240号〕
各支部事務長あて 補償課長

第1次改正 平成15年9月24日地基補第155号
第2次改正 平成16年4月19日地基補第105号
第3次改正 平成22年7月1日地基補第169号

標記の件については、下記の事項に留意のうえ、その実施に遺漏のないよう取り扱ってください。

なお、「心・血管疾患及び脳血管疾患等業務関連疾患の公務起因性判断のための調査事項について」（平成7年3月31日地基補第48号）は、廃止するのでご了承ください。

記

理事長通知記の第1の2について

「症状が顕在化する」とは、自覚症状・他覚症状（前駆症状又は警告症状を含む。）が明らかに認められることをいいます。

理事長通知記の第2について

負傷に起因する対象疾患については、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号）の記の2の(1)により認定します。（第1次改正・一部）（第3次改正・一部）

理事長通知記の第4の2について

時間外勤務については、発症日から起算して概ね半年間（特別の事情があると認められる場合には概ね1年間）における時間外勤務の状況（時間数、内容及び根拠

等)を日ごとに調査し、週当たりの平均時間数を算出します。

また、疲労の蓄積の最も重要な要因である勤務時間に着目すると、その時間が長いほど、精神的、肉体的過重性が増加します。

具体的には、発症日から起算して1週間単位の連続した期間ごとに、発症前概ね半年間(特別の事情があると認められる場合には概ね1年間)にわたって、1週間当たり平均概ね10時間程度以上の時間外勤務が認められない場合には、職務と発症との関連性が弱い、平均概ね10時間程度を超えて時間外勤務が長くなるほど、職務と発症との関連性が徐々に強まると評価できます。

なお、ここでいう時間外勤務時間数は、1日当たり平均概ね8時間(1週当たり平均概ね40時間)を超える勤務時間数です。

また、勤務を要しない日等(以下「休日等」という。)の勤務が連続して長く続くほど職務と発症との関連をより強めるものであり、逆に、休日等が十分確保されている場合は、疲労は回復するものであることに留意してください。

理事長通知記の第4の3の(1)について

交替制勤務が日常業務としてスケジュールどおり実施されている場合や日常業務が深夜時間帯である場合に受ける負荷は、日常生活で受ける負荷の範囲内のものです。

理事長通知記の第4の3の(4)について

「精神的緊張を伴う職務への従事状況」とは、例えば次に掲げる職務従事状況等です。

(ア) 責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況

(イ) 機構・組織等の改革、人事異動等による急激、かつ、著しい職務内容の変化等の状況

(ロ) 極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況

(ハ) 重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況

(ニ) 重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下における職務従事状況

理事長通知記の第5について

高血圧症、血管病変等発症の基礎となる素因、基礎疾患等を有しているが、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない職員のうち、医師による直接の検査、治療が

必要と診断されたにもかかわらず、適切な検査、治療を受けることを放置している者は、適切な検査、治療を受けている者と比較すると、対象疾患を自然的経過を早めて発症する可能性が極めて高いので、その病態等について詳細な調査結果に基づいた医学的見地からの鑑別を行う必要があります。（第3次改正・一部）

なお、「生活的要因」とは、運動習慣、食生活習慣、趣味・嗜好、睡眠・休養不足、生活環境及び家族内における役割等です。

理事長通知記の第7について

対象疾患等の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上外の認定に当たっては、別添1の「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性判断のための調査事項」に基づき、適正、かつ、迅速な調査が図られるよう配慮してください。（第2次改正・一部）（第3次改正・一部）

その際、認定請求後速やかに必要な資料収集、調査を行うことが極めて重要ですので、別添2の調査票を活用し、被災職員の任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。）と十分に連絡を取り、事務に遺漏のないように取り扱ってください。（第2次改正・一部）

なお、認定請求があった場合には、速やかに請求があった旨当職に別添3の報告書により報告してください。

また、調査の実施に当たっては、特にプライバシーの保護について十分配慮するとともに、収集した諸資料の保全に留意してください。

別添 1

心・血管疾患及び脳血管疾患の公務起因性判断のための調査事項

1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名、性別、生年月日及び年齢
- (2) 所属名、職名、給料表（級、号給）、職種
- (3) 所属の組織図又は機構図（別添No. のとおり）
- (4) 被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況（別添No. のとおり）
- (5) 人事記録（別添No. のとおり）
- (6) 勤務形態
 - ア 平日、土曜日別の勤務時間、休憩時間及び休息時間
 - イ 週所定勤務時間数
 - ウ 交替制勤務の内容
 - 交替制勤務の場合は、シフトごとの勤務時間、休憩時間及び仮眠時間帯等（勤務割表及び仮眠時間割当表等は、別添No. のとおり）
- (7) 被災職員の所属する組織全体の業務及び分担状況（別添No. のとおり）

2 災害発生の状況

- (1) 災害発生の概況（発生日時、疾病名、場所及び療養状況等）
- (2) 災害発生現場の見取図及び写真（別添No. のとおり）
- (3) 異常な出来事・突発的事態
 - ア 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことの有無及びその詳細（消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等は、別添No. のとおり）
 - イ 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことの有無及びその詳細（別添No. のとおり）
 - ウ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことの有無及びその詳細（気象官署等の証明は、別添No. のとおり）
 - エ その他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことの有無

及びその詳細（別添No. のとおり）

3 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等

（1）通常の日常の職務内容

これは、公務過重性の評価に当たり基準となるものなので、職務内容・遂行状況等（業務・作業内容等を含む。）についても、具体的、かつ、詳細に調査してください。（別添No. のとおり）

（2）発症前の職務内容（通常の日常の職務内容との相違の有無及び比較を含む。）

ア 発症前日から発症当日までの職務内容

イ 発症前1週間の職務内容

ウ 発症前1か月間の職務内容

エ 発症前概ね半年間程度の職務内容

（3）発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細

発症に最も密接な関連を有する業務は、発症直前から前日までの間の業務であるので、職務内容、業務量、作業環境、身体の状態、就業中以外の状態及び異常な出来事・突発的事態に遭遇している場合にあっては、その状況を発症するまで時間を追って詳細に調査してください。（別添No. のとおり）

（4）発症当日から遡り過重な職務が続いていると認められる時点までの職務従事状況及び生活状況の詳細

以下の事項に留意して、別添2の別紙1「発症前1か月間の職務従事状況・生活状況調査票」及び別紙2「発症前1か月を超える期間の職務従事状況・生活状況調査票」に記入してください。

その際、過重な職務が連続していると認められる時点まで1日ごとに遡り、時系列的に正規の勤務時間内の職務従事状況、時間外勤務の状況及びその後の生活状況を記入してください。また、必ずそれぞれの事項を証明できる資料を添付してください。

ア 出勤時刻

イ 職務従事状況

（ア）交替制勤務職員の深夜勤務中の出勤状況、仮眠時間帯及び仮眠時間の減少等の状況（業務日誌等の各種管理簿等は、別添No. のとおり）

（イ）著しい騒音、寒暖差、頻回出張等の勤務環境の状況（出張命令簿等の各

種管理簿等は、別添No. のとおり)

(ウ) 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況(各種管理簿等は、別添No. のとおり)

(I) 日常的に精神的緊張を伴う職務・発症に近接した時期における精神的緊張を伴う職務に関連する出来事の状況(関係者の証言、警察署・消防署・気象官署等の証明、業務日誌等の各種管理簿等は、別添No. のとおり)

① 責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況

② 機構・組織等の改革、人事異動等による急激、かつ、著しい職務内容の変化等の状況

③ 極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況

④ 重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況

⑤ 重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下における職務従事状況

(ロ) 不規則な職務従事状況(予定された業務日程・内容の変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合等を証明する各種管理簿等は、別添No. のとおり)

ウ 休憩・休息時間

エ 退勤時刻(時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等は、別添No. のとおり)

オ 帰宅時刻

カ 就寝までの生活状況

キ 就寝時刻

ク 休日等の生活状況

ケ 時間外勤務等の状況

時間外勤務等の状況については、時間外勤務命令簿、時間外勤務報告書等により確認しますが、時間外勤務等を記録しない職員等については、退庁記録、上司、同僚、部下等の証言、現認書等の資料により、時間外勤務等の実績を明確に確認してください。(時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者

の証言、日記又はメモ等は、別添No. のとおり)

(ア) 時間外勤務の職務内容及び時間数

(イ) 勤務を要しない日の勤務の職務内容及び時間数

コ 自宅等で行ったとする場合の作業の状況

自宅等での作業については、当該作業の内容、時間数及び根拠を調査してください。その際、自宅等で作業せざるを得ない事情（緊急性、必要性等）及び具体的な成果物について確認してください。（自宅等での作業の内容・時間数及び根拠、自宅等で作業せざるを得なかった理由書、論文リスト・報告書等は、別添No. のとおり）

サ 宿日直勤務の状況

シ 休暇等の取得状況（出勤簿、休暇簿等は、別添No. のとおり）

(ア) 年次有給休暇

(イ) 特別休暇等

(ウ) 病気休暇

(エ) 欠勤

(オ) その他、休職、職務専念義務の免除

(5) 通勤の経路、方法、時間等(通勤届は、別添No. のとおり)

4 被災職員の身体状況に関する事項

(1) 健康診断結果

ア 定期健康診断（過去5年間）の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容（別添No. のとおり）

イ 人間ドック（過去5年間）の診断結果の写し（別添No. のとおり）

(2) 心・血管疾患及び脳血管疾患に係る既往歴

ア 疾病名

イ 医療機関名

ウ 治療状況

(3) 上記(2)に係る素因・基礎疾患の状況

ア 主治医の所見（別添No. のとおり）

イ 医学的資料（別添No. のとおり）

(ア) 診断書

- (イ) 診療録又は診療要約
- (ロ) C T、M R A、M R I、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図等
- (リ) 血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等
- (4) 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等（別添No. のとおり）
- (5) 発症前の趣味、嗜好等の状況
 - ア 趣味、スポーツ等
 - イ 嗜好品（タバコ、酒等）及びその程度
 - ウ 薬の服用の状況（高血圧症、動脈硬化症、高脂血症等に係る薬剤名等）
 - エ 自動車の保有、発症前の運転の状況等
- 5 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細
- 6 発症後の医師の所見等
 - (1) 本件疾病に係る主治医の所見（別添No. のとおり）
 - (2) 本件疾病に係る医学的資料（別添No. のとおり）
 - ア 診断書・意見
 - イ 死亡診断書（死体検案書）・解剖所見
 - ウ 診療録又は診療要約
 - エ C T、M R A、M R I、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図
 - オ 血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等
 - (3) 発症後の療養経過
 - 療養内容・期間（入院、通院別）、医療機関名、現況
- 7 支部専門医の所見（別添No. のとおり）
- 8 その他の事項
 - (1) 発症時の事務室、見取図、写真等及び騒音、照度等の職場環境（別添No. のとおり）
 - (2) 発症日の気象（勤務場所における天候、気温、湿度、風速等）
 - (3) その他公務上災害の認定に際し、必要と思われる事項（別添No. のとおり）

9 添付を要する資料の一覧（例示）

- (1) 所属の組織図又は機構図
- (2) 被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況
- (3) 人事記録
- (4) 勤務割表及び仮眠時間割当表等（交替制勤務の場合）
- (5) 被災職員の所属する組織全体の業務状況及び分担状況
- (6) 災害発生現場の見取図及び写真
- (7) 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことにに関する資料（消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等）
- (8) 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことにに関する資料
- (9) 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことにに関する資料（気象官署等の証明）
- (10) その他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことにに関する資料
- (11) 通常の日常の職務内容の詳細
- (12) 発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細
- (13) 交替制勤務職員の深夜勤務中の出勤状況、仮眠時間帯及び仮眠時間の減少等の状況に関する資料
- (14) 著しい騒音、寒暖差、頻回出張等の勤務環境の状況に関する資料
- (15) 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況に関する資料
- (16) 精神的緊張を伴う職務従事状況及び精神的緊張を伴う職務に関連する出来事に関する資料
- (17) 不規則な職務従事状況に関する資料
- (18) 退勤時刻に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
- (19) 時間外勤務等の状況に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
- (20) 自宅等で行ったとする場合の作業の状況に関する資料（自宅等での作業の

内容・時間数及び根拠、自宅等で作業せざるを得なかった理由書、論文リスト
・報告書等)

(21) 出勤簿、休暇簿等

(22) 通勤届

(23) 定期健康診断記録

(24) 人間ドック結果

(25) 既往歴、素因・基礎疾患に関する主治医の所見

(26) 既往歴、素因・基礎疾患に関する医学的資料

(27) 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等に関する資料

(28) 本件疾病に係る主治医の所見

(29) 本件疾病に係る医学的資料

(30) 支部専門医の所見

(31) 発症時の事務室等の状況に関する資料

(32) その他必要と思われる事項に関する資料

別添2

心・血管疾患及び脳血管疾患の認定調査票

氏 名：	(男・女)	昭和	年	月	日生(発症時	歳)
所属名・職名	適用給料表		級	号		
職 種： ☐ 事務吏員 ☐ 技術吏員 ☐ 教員 ☐ 警察官 ☐ 消防吏員 ☐ 看護婦(士) ☐ その他()						
所属の組織図又は機構図(別添No. のとおり)						
被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況(別添No. のとおり)						
人事記録(別添No. のとおり)						
勤務形態： ☐ 交替制勤務 ☐ それ以外 ア 平日、土曜日別の勤務時間、休憩時間及び休息時間 (勤務時間) (休憩時間) (休息時間) 平日：_____ 土曜：_____ イ 週所定勤務時間数：____時間____分 ウ 交替制勤務の内容 シフトごとの勤務時間、休憩時間及び仮眠時間帯等(勤務割表及び仮眠時間割当表等は、別添No. のとおり)						
被災職員の所属する組織全体の業務及び分担状況(別添No. のとおり)						
2 災害発生状況						
① 災害発生概況 発生日時：平成____年____月____日____時____分頃 疾 病 名：_____ 場 所：_____ 療養状況：_____						
② 災害発生現場の見取図及び写真：(別添No. のとおり)						
③ 異常な出来事・突発的事態						
ア 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことの有無及びその詳細 ☐ 有(詳細及び消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等は、別添No. のとおり) ☐ 無						
イ 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことの有無及びその詳細 ☐ 有(詳細は、別添No. のとおり) ☐ 無						

	ウ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことの有無及びその詳細 ☐ 有（詳細及び気象官署等の証明は、別添No. のとおり） ☐ 無
	エ その他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急 激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことの有無及びその詳細 ☐ 有（詳細は、別添No. のとおり） ☐ 無
3 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等	
① 通常の日常の職務内容（詳細は、別添No. のとおり）	
② 被災前の職務内容（通常の日常の職務内容との相違の有無及び比較を含む。）	
ア 発症前日から発症当日までの職務内容 ----- ----- ----- （上記①との比較（職務内容、業務量等）： ☐ 変化有 ☐ 変化無） （変化有の場合、その内容） ----- ----- -----	
イ 発症前 1 週間の職務内容 ----- ----- ----- （上記①との比較（職務内容、業務量等）： ☐ 変化有 ☐ 変化無） （変化有の場合、その内容） ----- ----- -----	
ウ 発症前 1 か月間の職務内容 ----- ----- ----- （上記①との比較（職務内容、業務量等）： ☐ 変化有 ☐ 変化無） （変化有の場合、その内容） ----- ----- -----	
エ 発症前概ね半年間程度の職務内容 ----- ----- ----- （上記①との比較（職務内容、業務量等）： ☐ 変化有 ☐ 変化無） （変化有の場合、その内容） ----- ----- -----	

5 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細 ☐ 有（以下にその詳細を記入） ☐ 無		
①	証言者：.....	日時：..... 場所：.....
	内 容：.....	
②	証言者：.....	日時：..... 場所：.....
	内 容：.....	
6 発症後の医師の所見等		
① 主治医の所見（別添No. のとおり）		
② 医学的資料（別添No. のとおり） ア 診断書・意見 イ 死亡診断書（死体検案書）・解剖所見 ウ 診療録又は診療要約 エ CT、MRA、MRI、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図 オ 血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等		
③ 発症後の療養経過： ☐ 死亡 ☐ 療養中（その状況を以下に記入） ☐ 職場復帰		
療養内容.....		
療養期間（入院、通院別）.....		
医療機関名.....		
現況.....		
7 支部専門医の所見（別添No. のとおり）		
8 その他の事項		
① 発症時の事務室、勤務場所の見取図、写真等及び騒音、照度等の職場環境（別添No. のとおり）		
② 発症日の気象（勤務場所における天候、気温、湿度、風速等）		
③ その他公務上災害の認定に際し、必要と思われる事項（別添No. のとおり）		

9 添付を要する資料の一覧（例示）

- ☐①所属の組織図又は機構図
- ☐②被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況
- ☐③人事記録
- ☐④勤務割表及び仮眠時間割当表等（交替制勤務の場合）
- ☐⑤被災職員の所属する組織全体の業務状況及び分担状況
- ☐⑥災害発生現場の見取図及び写真
- ☐⑦重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことにに関する資料（消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等）
- ☐⑧日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことに関する資料
- ☐⑨暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことに関する資料（気象官署等の証明）
- ☐⑩その他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことに関する資料
- ☐⑪通常の日常の職務内容の詳細
- ☐⑫発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細
- ☐⑬交替制勤務職員の深夜勤務中の出勤状況、仮眠時間帯及び仮眠時間の減少等の状況に関する資料
- ☐⑭著しい騒音、寒暖差、頻回出張等の勤務環境の状況に関する資料
- ☐⑮緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況に関する資料
- ☐⑯精神的緊張を伴う職務従事状況及び精神的緊張を伴う職務に関連する出来事の状況に関する資料
- ☐⑰不規則な職務従事状況に関する資料
- ☐⑱退勤時刻に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
- ☐⑲時間外勤務等の状況に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
- ☐⑳自宅等で行ったとする場合の作業の状況に関する資料（自宅等での作業の内容・時間数及び根拠、自宅等で作業せざるを得なかった理由書、論文リスト・報告書等）
- ☐㉑出勤簿、休暇簿等
- ☐㉒通勤届
- ☐㉓定期健康診断記録
- ☐㉔人間ドック結果
- ☐㉕既往歴、素因・基礎疾患に関する主治医の所見
- ☐㉖既往歴、素因・基礎疾患に関する医学的資料
- ☐㉗祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等に関する資料
- ☐㉘本件疾病に係る主治医の所見
- ☐㉙本件疾病に係る医学的資料等
- ☐㉚支部専門医の所見
- ☐㉛発症時の事務室等の状況に関する資料
- ☐㉜その他必要と思われる事項に関する資料

作 成 年 月 日	平成 年 月 日
作成者所属・職名	
作 成 者 氏 名	

別紙 1

発症前 1 か月間の職務従事状況・生活状況調査票

時刻 月日（曜）	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

別紙2

発症前1か月を超える期間の職務従事状況・生活状況調査票

年月日(曜)	勤 務 の 概 況					生活状況	時間外勤務時間数等
	出勤時刻	午 前	午 後	正規の勤務時間終了時刻以降	退勤時刻		

※「時間外勤務時間数等」欄には、時間外勤務時間数のほか、準夜・深夜勤務、休日勤務、交替制勤務、宿日直勤務、出張等の回数及び内容を記入してください。
また、予定された職務が不規則な状況となった場合等についてもその旨記入してください。

別添 3

心・血管疾患及び脳血管疾患に係る認定請求事案報告書

報告日：平成 年 月 日

担当者： _____

支部名	支部
請求年月日	平成 年 月 日
ふりがな 請求者氏名及び被災職員との続柄	氏名： 被災職員との続柄：
ふりがな 被災職員氏名及び生年月日	氏名： 年 月 日生（ 歳）
所属団体	
所属部局・課・係名	
災害発生年月日	平成 年 月 日（ ）
疾病名	
災害の概要	

（注）認定請求書が提出され次第、本報告書を提出してください。なお、その際には認定請求書の写しを必ず添付してください。